

第33回全国夏期セミナー 基調報告

人間の尊厳を大切にする性教育を

～憲法と性教育国際指針（ガイドンス）を活かした実践の創造へ～

第33回全国夏期セミナー大分大会 副実行委員長 艮 香織

はじめに

1982年4月に性教協が設立されて32年が経ちました。第33回全国夏期セミナーのテーマは「人間の尊厳を大切にする性教育を～憲法と性教育国際指針（ガイドンス）を活かした実践の創造へ～」です。

世界人権宣言（1948年）前文には「人間の尊厳」は基本的人権、個人の尊厳と同じく、普遍的で根本的な概念であることが記されており、日本国憲法もそれを立脚点としています。

「人間の尊厳を大切にする性教育」とは、基本的人権の尊重という日本国憲法の根本的な原理に立脚する性教育です。それはまた、性を人権としてとらえ、自らの生き方を選択し決定していくようにする性教育です。そして私たち性教協が、「科学・人権・自立・共生」の柱で取り組んできた性の学びが目指してきたものでもあります。

しかし今、政権党の「改憲草案」をはじめとする「戦後レジューム（体制）からの脱却」にむけた動きが具体化されつつあり、人間の尊厳と性の学びのどちらもが根本から破壊されようとしています。7月1日の「集団的自衛権行使容認」の閣議決定は、日本を「海外で戦争できる国」にする道を開くものであり、人間の尊厳の根本である「いのち」に関わる大きな転換点となりました。

大きな分岐点にある今だからこそ、憲法が目指すものと性教協の基本方向が不可分であることを改めて確認しておく必要があります。

また、私たちが目指す性教育の基本方向を確認するために、ユネスコなどが提唱した性教育国際指針（以下、ガイドンス）の内容から学び、私たちが目指してきたことと多くの共通性があること

をおさえておく必要があると考え、サブテーマを設定しました。

私は北関東の大学で家庭科教員・保育士養成に関わっております。家庭科には、一人ひとりの選択を序列化するのではなく、家族、子育て、生き方について多様化する現実を知り、一人ひとりを隔て、生きにくくしている社会システムを組み直すにはどうすればいいか、生活者として捉えなおす視点が今まで以上に求められています。

そこで本報告では、家庭科教育に関連した事柄も紹介しつつ、憲法とガイドンスを活かした実践とは何か、そして性教協にもとめられている役割とは何か、と一緒に考えていきたいと思います。

1. 子ども、若者の尊厳は大切にされているか

子ども、若者は、過度の競争を強いられ、評価（大人からだけではなく子ども、若者同士の評価も含む）に伴う序列化や一律化が進み、一人ひとりの個性や尊厳が大切にされているとは言えない現状があります。

2013年度から全国一斉学力テストが悉皆（全員を対象とする）調査で実施されることになりました。全国一斉学力テストは1960年代には過度の競争を生むという理由で停止されていましたが、2007年に「学力向上」をうたって43年ぶりに再開されました。2010年度に民主党政権によって抽出調査及び希望利用方式に切り替わります。そこでは調査は数年に一度とされましたが、政権交代に伴い、2014年度以降は毎年の悉皆調査が復活しました。さらに、学校別結果の公表等のプレッシャーで競争がいっそう激化させられています。さらに小中学校の卒業時における学力達成度試験も提案されて

います。このような競争と評価があらゆる角度で考案され、子どもが競わされ、評価されることによって一律化、序列化されていく危険性は強まっています。

こうした現状は「子どもの権利委員会」勧告でも「過度の競争に関する苦情の声があがり続けていていることに、懸念とともに留意」されており、日本における現状は「このような高度に競争的な学校環境が就学年齢層の子どものいじめ、精神障がい、不登校、中途退学および自殺を助長している可能性があることも、懸念する」と指摘を受けています¹。また、昨今では生徒会活動も縮小傾向にあり、子どもが自らの意見を表明する機会も奪われています。子どもの権利学習も依然として不充分なのが現状です。

身体面では、「体力・運動能力調査」（文部科学省）によると、体格が向上しているにもかかわらず、子どもの体力・運動能力は低下傾向にあることが指摘されています。睡眠時間やインターネットの問題によって、健康に生きる権利が奪われている状況は確かにあります。こうした側面から身体機能の低下を懸念し、対策を考えるというのであれば理解できなくもありませんが、文科省はこの事態を子ども一人ひとりの発達の権利の問題として捉える角度は希薄であり、「社会全体の活力が失われる」という角度からの見解が強調されています。

「活力維持」のためには、「家庭における保護者の積極的な関わりが不可欠」とされています。この一見あたり前のような指摘の中に、各家庭の多様性や、おかれている状況を無視し、家庭の自己責任にしてしまう意図と、からだの発達や健康のイメージすらも国が一つの枠にはめてしまう意図はないかどうか、慎重に見ていく必要があります。

2. 若者の性行動と関係性はどうなっているか

若者の性行動を見ていくと、性の「消極化」が進んでいることが指摘されています。性を含めて、他者と関わることに対して慎重になっている

というよりは、学校できちんとした性教育を受けず、不正確な性情報から得た偏見によって、人間関係や性に関することをネガティブなものとして捉え、「保留」にしている可能性があります²。一方で、「恋愛をすること=成長する・カッコイイ」、「恋愛に関心がない=さびしい人」といった恋愛至上主義の考え方や、関連した同調圧力（ピアプレッシャー）も根深くあります。その際の恋愛とは異性愛中心主義に貫かれたものです。

そんな中で他者との関係性に関する様々な問題が明らかになってきています。WHO調査によるところ、日本の大都市圏の女性が30歳になるまでにパートナーから暴力を受けた割合は、14%と推定されています。同調査では既婚女性の約35%が初めての暴力を結婚前に受けています³。内閣府の2008年の調査でも10代から20代で恋人から暴力を受ける体験をしたのは女性13.6%、男性4.3%であり、このうち21.9%が命の危険を感じたことがあると答えています。2012年の同調査では20代・30代女性の約4人に1人に被害経験があるという結果でした。

男性の被害経験率に関する内閣府の調査では、携帯電話に絡む被害経験（男性の53.1%、女性の44.6%）や「機嫌が急に悪くなったり、優しくなつたりして、相手にいつも気をつかわされる」（男性42%、女性25%）では男性の被害者が多いという結果となっています⁴。

日本性教育協会によると「つきあいチェック」（彼/彼女に誰と関わるかをチェックされたか）では大学生男性24.7%、女性11.8%に被害経験があり、「いやな性的行為」については女性の被害経験率が高いという結果でした⁵。いずれの調査も男女ともに被害・加害経験は広範囲に存在していることがわかります。しかし、デートDVの認知度は極めて低い現状です。大学生を対象とした調査では、デートDVの認知度は「全く知らない」が81.1%です⁶。これらの問題は、性に関する包括的な学びが保障されていないことと不可分です。

3. 大人のセクシュアル・ライツは保障されているか セクシュアル・ライツとは、性的権利のこと

す。「性は人権である」という考え方には、国際的に広く確立された概念です。それは日常生活でも、身体の性でも性自認でも性的指向でも、女か男かの性別二元論を押しつけられず、自由に生きるという概念であり、性の多様性を認め、自己肯定に基づく性の自己決定を尊重することを意味しています。

しかし、大人のセクシュアル・ライツも充分に保障されているとは言えない現状があります。

私は家庭科教育に関わっており、学校教育で家族や結婚の多様性を学ぶ機会をどう保障するかに関心がありますので、次に家族や結婚の現状を見ていきたいと思います。

近年、単独世帯（世帯員が一人のみの世帯）や核家族（中でも夫婦のみ世帯）が増加し、拡大家族世帯は減少傾向にあります。また未婚化、晩婚化が進みつつある中で、現代では一人ひとりが家族のスタイルを選択するようになりつつあると言ってよいでしょう。

生涯未婚率は年々上昇傾向にありますし、世帯構造の推移をみても単独世帯が増加しています。国立社会保障・人口問題研究所の調査によると未婚者の8割が「独身生活には利点がある」と答えており、「一生結婚するつもりはない」とする未婚者は女性6.8%、男性9.4%であり、増加傾向にあります。

一方、未婚者のうち「いずれ結婚したい」と答える率は女性89.4%、男性96.3%と非常に高いことが特徴的です。「未婚者」と一口に言っても、結婚をしない（シングルを選ぶ選択をした）人や、結婚したくてもできない（または先送りしている）人が混在していることがわかります。男性の場合は経済的な柱となることを未だに求められていることから、労働状況とも直結しています。実態として多様化しているように見えるものの、自己の主体的な選択の結果としてのシングルではないケースも多いことが予想されます。

日本の社会システムやセーフティネットは異性間の法律婚を基本単位としていることから、セクシュアルマイノリティ、事実婚を選ぶ人、シング

ルで生きる人などは、セーフティネットにたどりつけないという現状があります。

配偶者控除や相続税、医療費控除（家族としての合算が出来ない）の問題、生命保険の死亡保険金の受取人になるのが難しいこと（改善されつつあるが）、手術や入院の同意書にサインできない、夫婦名義でローンを組むことができないなどがあげられます。多様化しつつある現実を踏まえ、多様なライフスタイルを支えるシステムづくりが求められます。

このような現状にあって、政権党は、「脱少子高齢化に向けて、生涯未婚率と離婚件数を現状の2分の1以下にすることなどを柱」とした目標を掲げた「婚活・街コン推進議員連盟」を立ち上げました。結婚すれば少子化対策につながるという発想自体、ライフスタイルの選択性を認めていないばかりか、逆に狭めており、異性愛中心であり、結婚=出産という短絡的発想であることを証明しています。議員による「セクハラやじ」と同根の発想が、ここにはあると言えるのではないでしょうか。

4. 震災時に人権は尊重されていたか

2011年3月11日から3年余が過ぎました。震災復興は遅々として進まず、放射能の問題は終わりが見えません。

私は2011年11月に、福島県の高線量地域にある保育所で働く方がたの話を聴きました。その方がたの話は、「震災後に噴出したあらゆる問題は、それまで不可視化されてきた問題が、震災やそれに伴う原発事故をきっかけに最悪の形で浮かび上がってきた」というものでした。

震災後の人権問題は多岐にわたっています。福島原発事故は、私たちの生活の安全、安心を根本から揺るがすものでした。国連人権理事会は、日本政府に対して、批准している人権条約「国際人権規約」に規定されている「健康を享受する権利」が侵害されているとの勧告を行いました。しかし勧告を受けた日本政府は激しく反発しており、人権理事会に提出した「反論書」で、「（勧

告のもとになった）報告は個人の独自の考え方を反映し、科学や法律の観点から事実誤認がある」とまで言い切っています。

こうした日本政府の反論にも拘わらずはっきりしていることは、人権の最も大切な基盤である生命の安全・安心が脅かされているということです。

震災後、「家族の絆」といった家族を強調したフレーズがいたるところに見られました。「家族であれば（言葉はなくとも）わかりあえる」「家族だから甘えていい」「相手の人間関係を含めて相手を丸ごと受け入れる=愛情」といった、家族であること=同質性を強要して良いという考え方のもとに、家族の中では大抵のことは許されて当然であると捉える人は少なくありません。しかし互いが自立した個ではないことから、そこに共依存関係が生まれやすいのです。それが深刻化したものとしては、DVや子ども虐待の問題があります。

震災後、被災地におけるDVや虐待通告件数は増加しています。本来であれば社会システムとして整備されるべきことが不充分な結果、家族の自己責任のもとで解決しようとして、多くの問題が噴出しているのです。また、震災後に開催された震災とセクシュアルマイリティに関する企画では避難所が「多数派の意識だけで場が作られていて、設備的にも精神的にも少数派への配慮が無く、精神的な苦痛を感じた」、「避難所に避難することも断念した」という経験が語られています⁸。また仮設住宅の入居でも後回しにされたのは事実婚、シングルなどの人びとでした。家族の強調は、同時に多様な生と性を生きる人びとを排除し、追い詰めるものもあります。

試行錯誤を重ねながらも、様々な取り組みが進められています。震災後、様々な民間団体が、人権（多様な性の問題も含まれる）に配慮することを求める要望書を提出しました。シンポジウム等も開催されました。避難所におけるジェンダー問題を解消し、「多様な人たちに配慮した避難所運営ができる」ことを目的とした防災リーフレット

を作成する事業に取り組む団体もありました⁹。また、期間限定でシングルマザーやDV相談のホットラインが開設されました。

一つ紹介しますと、「てつがくカフェ@せんだい」では「考えるテーブル」として、「対話」を通して震災にかかる様々な問い合わせを参加者とともに「編み上げ」、対話の積み重ねを通して、ふだんからの取り組みを模索していくという試みがされています。その中で「震災とセクシュアリティ」をテーマとしたフリートークの会が4回開催されています¹⁰。

震災の問題は、個々人や家族単位の〈自助努力〉や〈思考停止〉では本当の意味での解決には結びつきません。多様な人間がつながり合い、一人ひとりがここちよく生きることができる（共生できる）、持続可能な社会を創るにはどうすればよいかを考えること（考え続けていくこと）、同時に変革に向けて具体的に動いていくことが求められます。そして普段からこれらの取り組みを進めておく必要があります。

5. 学校教育はどこへ向かおうとしているのか

学校は「ブラック企業」化していると言われ、教育学部の希望者も全国的に減少傾向にあります。過密労働で、一人ひとりの子どもたちと関わる時間をどこと自体が難しい現状があります。職務命令に基づく仕事が上から与えられ、学力テストで競争させられ、教員同士でも評価され、分断されつつあります。また、地域や保護者からの要求と期待と厳しい評価があります。こうした閉塞感の中で、教員の精神疾患による病気休職者の割合は、10年間で約3倍となっています¹¹。教員自身の人間の尊厳が充分に保障されていない中で、子どもたちにそれを教えるというのは難しいことです。

教員免許制度改革案では、3年間の評価と試験と教員適正確認制度に合格した者に対して本免許が交付されるとあります。これは評価というよりは監視であり、この傾向は今後ますます強まることが予測されます。

内閣の推進する教育「再生」の目玉として、道徳教育の教科化があげられます。本来の市民的道徳を身につけるためには、根本に互いの人権の尊重がなければなりません。道徳教育は一つの事象についても様々な捉え方があり、考え方の違いについて議論等を通して整理、選択、確認し、行動できるようになりますが、トップダウン式に徳目的な内容を注入するものではありません。しかし副教材を見ると、国家に対する意識や伝統的家族觀が強調されており、科学的な学びとは言い難い内容となっています。

道徳教育の教科化の根拠は、いじめの多発や公共の精神の喪失だとされています。しかし学校は社会の縮図です。異なる者の排除、序列化は社会のいたるところで起きており、子どもたちはそれを目のあたりにして生活しています。観念的な徳目の教え込みは子どもの現状に即しているとは言えません。

また、「共生」「共生社会」という言葉が多用されているのですが、その内実もよく見る必要があります。この言葉は、日本では1970年代に「権利主張と差異の承認による差別の克服」を目的とした民間団体の活動から登場しました¹²。はじめは多様性の尊重の上にどのような社会を構築するかという視点で使われた言葉でした。しかし、行政によって使われるようになると、「個人の多様性を尊重するための社会」から、「社会を構成するための個人」という風に意味が変わっていきました。そのような流れの中で教育分野において「共生」「共生社会」という言葉が登場してきたことの危うさと可能性について考える必要があります。

「日本をとりもどす」ための「教育『再生』」という動きはあちこちで見られています。文科省が沖縄県竹富町教委に、地方自治法に基づく「直接是正要求」を出したこともその一つでしょう。他にも政権党の公約には教科書検定法（教科書国家統制法）の制定がありますし、教育委員会改悪法、大学の自治破壊等々、教育がいっそう国家権力に従属させられる方向の施策が目白押しです。

政権党の「改憲草案」には、教育の方向性は「国土と自然環境を守りつつ、教育や科学技術を振興し活力ある経済活動を通じて国を成長させる（草案前文）」とあります。国民を国家の成長のための存在として位置付けていることが明らかであり、国民一人ひとりに教育を受ける権利があるという発想は皆無です。

個人が主体的に自由に生きるという概念を排除していることは、「教育再生実行会議」のメンバーの国家觀や家族觀、性別役割分業意識を重視した主張からわかりますし、公約でも「不適切な性教育やジェンダーフリー教育は行なわせません」と宣言していることからも明らかです。

しかし、educationの語源は「あらゆる子どもの可能性を拓く営み」です。教育の目的は、「子どもの人格、才能ならびに精神的および身体的能力を最大限可能なまで発達させること」であり、「人権および基本的自由の尊重ならびに国際連合憲章に定める諸原則の尊重を発展させること」です（子どもの権利条約第29条1項）。

現在の動きは「教育再生」ではなく、いっそうの困難と統制と競争をうみ出すものです。また、復古的な方向に走らせるものであり、民主主義教育の否定もあると言ってよいでしょう。

6. 家庭科教育はどのような可能性があるか

家庭科という教科、それを担う教員のイメージや内容（いまだに被服実習、調理実習の印象が強い）には根深いジェンダーバイアスがあります。それは家庭科という教科の成立過程やこれまでの歴史にも影響されています。家庭科は、衣、食、住、消費生活や環境といった個人を取りまく生活空間に関する学び<空間軸>と、家族を含む身近な他者と関わりながら、子どもから高齢者まで、人間がどのように心身の変化を遂げるか、そして各ライフステージにおける社会システムはどのような現状かといった学び<時間軸>の、大きく2つの学びを通して、子どもたちが自らの生活と結びつけて、社会的な存在としてこれからどのようにライフスタイルを築いていくかを考える教科で

す。

生活の全体性を把握し、何か生活課題があればそれを解決するために、地域、社会にどのように働きかけ変えていけるかを具体的に考え、行動できる＜生活者＞を育てる教科とも言われます。

家庭科は子どもたちの身近な題材を通して、生活者にとって重要な思考形態を育むことができる教科です。性教育は、身体の仕組みとともに自らの性をどのように捉え、どう生きるのか、そして他者との関係性をどのように築いていくかという内容を含み、それはジェンダーの問題とも重なるものです。家庭科は子どもたちの生活と結びつけて、生きることをトータルで学んだり考えたりする教科なので、ライフスタイルと結びつけることで性教育を展開しやすいという特徴があります。

また、家庭科はあらゆる多様性を前提としたジェンダーの視点で生き方を捉えなおす教科になり得ると考えています。子どもたちに、「男女のステレオタイプ」をのりこえる多様な生き方の学びをどう保障していくかは、家庭科だけでなく、教育が中心的に担うべき非常に重要な課題です。

これについては日本が批准している女性差別撤廃条約における締約国の義務の中にも、「広範にみられるジェンダー的関係性と根強いジェンダーに基づくステレオタイプに対処すること」として明記されています。

また女性差別撤廃委員会の総括所見（09年第6回総括所見）では、固定的なステレオタイプが特に教科書や教材にも反映されていることへの懸念と、あらゆる教科書および教材の見直しを速やかに行うべきであるとする勧告がなされています。第3次男女共同参画基本計画の具体的施策では「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」を図ることが明記されており、「人権尊重を基盤に」展開することが強調されていますが、その実現に資する教科として「家庭科」があげられています。

現行の学習指導要領においては、道徳教育の充実を図ることが求められるとともに、高校家庭科の内容では「共生社会」が新たに項目立てされま

した。前述したように、「共生」を「社会を構成するための個人」を育てる画一的な内容として捉えた実践の増加が危惧されます。

今後の家庭科は、女性－男性間の差別問題の解消に積極的に取り組むと同時に、男女の二元論を超えた視点から、多様なセクシュアリティや多様な家族形態、多様な生き方など、人権に関する内容を積極的に組み込んでいくことが重要な課題となるでしょう。その時に、多様化する個々人の違いを明確にするだけではなく、人びとを隔て生きにくくしている社会システムを組み直すにはどうすればよいか、生活者として捉えなおす視点が求められます。このように重要な教科であるにも関わらず、週時間数は減らされ、教員は非常勤化が進んでいます。個人が自分の生き方を主体的に選択していくための学びの機会が奪われつつあるのが現状です。

7. 「改憲草案」は時代の変化にこたえられるものか

憲法は「自由と人権を保障するための原理」である立憲主義に基づいています。立憲主義は国家権力の恣意的支配を許さず、国民の自由を侵害させないことを目的としています。しかし今、「権力をしぶり、国民を守る」はずの憲法を「国民をしぶり、権力を守る」憲法へとつくりかえようとする動きが強まっています。

それは政権党の改憲草案（以下、草案）の前文から顕著に見てとれます。現行憲法（以下、現行）の平和的生存権が削除され、国家の成長のための国民の育成が強調されています。「個人として尊重される（現行13条）」が「人として尊重される」へと変更されました。多様な属性を持つ「個人」としてではなく、社会を構成するための「ひとまとまり」としての「人」に変えられています。また、現行第97条の「自由獲得の努力の成果」である基本的人権が削除され、「自由及び責任には義務が伴う（草案12条）」が加えられており、人権と立憲主義の捉え方が現行と草案とでは根本から異なることがわかります。

また、注目したいのは家族という単位を強調し

ているということです。「和を尊び、家族や社会全体が助け合って国家を形成する（草案前文）」「家族は社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。互いに助け合わなければならない（草案24条）」と規定されています。国家が市民の家族観に入介することは立憲主義に反することであり、さらにそれを生存権規定（草案25条）よりも前に置くことは、社会保障よりも家族内での扶助を優先していることを示しています¹³。この場合、想定している家族像はおそらく「帝国憲法時代」であることが容易に推測されます。

国際的には、国連の国際家族年（1994年、宣言9項）において「唯一の家族像を追求しない」ことが明記されています。日本でも実質的に家族が多様化し、家族を主観的なものとして捉えなおす考え方（主観的家族観）が広がりつつあります。草案はこのような多様化する家族や生き方を否定していると言わざるを得ません。

8. 日本人権の現状と性教育

女性差別撤廃委員会（CEDAW）や国際労働機関（ILO）からは男女差別の現状についてあらゆる角度から勧告を受けています¹⁴。

CRC（子どもの権利委員会）から多くの勧告を受けていますし、子どもの売買、子ども買春および子どもポルノグラフィーに関する選択議定書においても、とくに学校カリキュラムおよび人権教育を通じ、選択議定書を子どもたちに周知させるよう勧告を受けています¹⁵。

また、アメリカの国務省民主主義・人権・労働局による国別人権報告書では「日本人種・民族マイノリティー（少数派）や、LGBT（レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者）らへの社会的な差別にも言及」されています¹⁶。

日本軍「慰安婦」については、昨年の橋下氏の問題発言に続き、NHK会長の舛井氏の発言も「戦争をしているどこの国にもあった」、「韓国が、日本だけが強制連行をしたみたいなことを言っているから、話がややこしい。お金寄越せと言っている」等の人権感覚が疑われるものでした¹⁷。

日本軍「慰安婦」問題について、国連経済社会理事会社会権規約委員会からは「当委員会は、長年にわたる『慰安婦』搾取の影響に対して日本国家があらゆる必要な処置をとり、『慰安婦』が經濟的、社会的、文化的権利を享受できるようならゆる保障処置をとる」ように勧告を受けています。また、日本軍「慰安婦」に関するヘイト・スピーチ等の防止のために、国が積極的に取組むようにとの勧告を受けています¹⁸。

国連拷問禁止委員会でも日本軍「慰安婦」問題に関して日本政府に対する勧告が出されています¹⁹。勧告には、度重なる勧告を拒絶していることへの批判、そして「即時かつ効果的な立法的および行政的措置」と「『慰安婦』の諸問題について被害者中心の解決策」への取り組みが強く求められています。

こうした勧告や報告を見ると、今、日本が国際的潮流から大きく遅れているのは明らかなのです。

性は人権そのものであり、私たちは学ぶ権利があります。しかし道徳教育の強化の反面、科学的な性の学びは充分ではありません。また時間数が確保しづらい中で、「発達段階」に合った系統的な学びを展開するのは厳しい現状があります。

今回のサブタイトルにもあるユネスコ等の「ガイダンス」については理論講座1で田代美江子さんからも触れられます（『季刊SEXUALITY』65号や同誌の田代さんや浅井さんの報告でも触れられています）。「ガイダンス」は2009年に性教育の具体的な方向性や内容を示す国際文書としてユネスコが中心となって出されたものです。その内容は①人間関係、②価値観・態度・スキル、③文化・社会・人権、④人間の発達、⑤性的行動、⑥性と生殖の健康 の6つのキーコンセプトと4段階の年齢に沿った学習課題が設定されているものです²⁰。

その第1の特徴は、セクシュアリティはジェンダーとの関連なしには理解できないということを前提に、ジェンダー平等を基礎とした関係性が重視されていることです。第2の特徴は「多様性」が重視されていることです。例えば「①人間関係」

での「家族」についての学習内容（5歳から）として、最初に「多くの異なる家族が存在する」と示されています。第3の特徴としては、性教育において道徳的判断は無関係であるとされている点です。性教育とは性道徳を教える教育ではなく、正確な情報、科学的知識にもとづき、それによってリスクの少ない性行動を自己決定する力を獲得していくことを目指すものだと考えているのです。

「ガイダンス」は人間の尊厳を大切にする包括的教育を具体的に整理しています。性教協が「日本の社会に人間性豊かな性文化を創造していく」ことを目指して積み上げてきた実践や研究を整理し、その重要性や方向性を確認する上で、「ガイダンス」は大いに参考になるものです。

おわりに

日本の性をめぐる現状を見ると、暗澹たる気持ちはさせられることも多いわけですが、今だからこそ憲法や「ガイダンス」の目指すものと私たちが目指すこととの共通性がより浮かび上がっているとも言えますし、このような中にあっても、希望を感じこともあります。

私たちの大きな励みとなったのは、2013年11月28日「こころとからだの学習」裁判の勝訴確定の最高裁決定でしょう。都立七生養護学校（現・七生特別支援学校）の「こころとからだの学習」は、子どもたちの成長・発達と自立とよりよい人生のために、教職員が創意工夫の中で作り上げてきました、「性=生きる」をテーマにした学習であり、保護者・地域・校長会などから高い評価を得ていました。それを都教委・一部都議ら及び産経新聞社が「過激性教育」として介入、攻撃しました。全国的に性教育に対するバッシングが強められましたし、性教協に対しても非難が浴びせられ、性教育全体が萎縮させられました。

「こころとからだの学習」が子どもたちのために、「校長を含む教師全員が共通の理解の下」に、生徒の実態を踏まえて、保護者とも連携しながら、指導内容を検討し、「組織的、計画的に」性教育に取り組んだ、「望ましい取り組み」（高

裁判決）であるとするのは当然のことです（性教協会報289号）。

他にも少しずつではありますが、人権に関わって前進していることをいくつかあげてみましょう。

国籍法第3条1項に含まれる家父長制を廃止する民法改正によって、日本人男性と外国人女性との間の嫡出でない子は、父子関係の認知が出生前であるか出生後であるかにかかわらず、日本国籍の取得が可能となりました。あわせて、男女が子の国籍に関して同等の権利を有することが保証されることになりました。

また、性同一性障害で性別を女性から男性に変更した男性と、妻との間にもうけた子（第3者からの精子提供による）が最高裁で嫡出子として認められることになりました。

事実婚のカップルにおける不妊治療についても改善が図られています。民法の非嫡出子の相続差別撤廃に伴い、日本産科婦人科学会は体外受精について「結婚した夫婦に限る」としていた条件を外し、対象を事実婚のカップルに広げることを6ヶ月に決定しました。

2013年12月4日に、日本は障害者権利条約の批准を承認し、2014年1月20日締約国（発効 2月19日）となりました。障害を理由とする差別を禁止して合理的な配慮を行うことで、障害のない人と同等の市民としての権利と地域生活を保障することを確認しています。そして、障害のある人たちの性的の権利、性の健康の権利は、教育的支援も含めて、日本においても確認されたことになります。これらの前進には、多くの人びとの運動と努力があります。

性的の学びの必要性は以前にもまして大きくなっています。性教協における性教育の基本方向は、「日本の歴史が歴史的に作り上げてきた性への偏見を払拭し、ヒューマンセクシュアリティとしての豊かな性を人間の一生の中に積極的に位置づけ、さらに実りある人間関係を築いてゆく力を培うこと」にあります（性教協設立趣意書）。また、それは「憲法と教育基本法にある男女の対等

性を基礎に、科学と人間の尊重の思想をこの分野の教育に貫くこと」であると記されています。

「憲法を基礎にする」ということは、多様性を前提とした個人の尊厳を意識しており、だからこそ、性教協は子どもの現状に寄り添った様々な学び合いを通して、「男女の対等性」をあらゆる多様性を含む「ジェンダー平等性」へと発展させてきたのだと思います。

人間の尊厳を大切にする包括的性教育を具体的に整理している「ガイダンス」も参考にしながら、子どもの現実を見つめ、「日本の社会に人間性豊かな性文化を創造していく」ことを目指して研究や実践を積み上げていくことの重要性を改めて確認しておきたいと思います。

また、性教協はこれまで、学校現場に関わる人、医療、看護、福祉、研究者、市民…さまざまな人とともに学び、実践を深めてきました（性教協会報280号）。さまざまな人と共同で進めてきたことは性教協の強みです。いま、子ども・若者の心身の健康と性をめぐる現状をリアルに見つめる人々の中からは、性教育に携わろうとしている人がちこちにうまれています。性教協サークルがこうした人々と連携し、ゆたかな性の学びを拓く条件は広がっていると言えます。共に性教育、性教協の未来を切り拓いていきましょう。

⁷婚活・街コン推進議員連盟では、目標の達成に向けて、地域少子化対策強化交付金の継続や、婚活支援や街コン（大規模な合同コンバ）を行う事業者に対し、政府が優良認定を行う制度を創設することなどを挙げています。第1回サミットの副題は「異次元の少子化対策で世界一結婚しやすい国へ」とされ、「サミット宣言では、従来の政策コンセプトである『ゆりかごから墓場まで』を『出会いから墓場まで』に再定義することを提唱」しています。

⁸第25回てつがくカフェ「震災とセクシュアリティ」2013.10.27.記録資料より。

⁹防災をジェンダーの視点からまとめたものとしては、栃木県・（公財）とちぎ男女共同参画財団「男女共同参画の視点で取り組むわたし・わが家・わがまちの防災ハンドブック」（2014）があります。性の多様性を含むものとしては、あおもり被災地の地域コミュニティ再生支援事業実行委員会の「安心できる避難所」づくり訓練ヒント集（2014）があります。

¹⁰せんだいメディアワーク、対話の可能性、スタジオ協働プロジェクト2013.2014.

¹¹文部科学省、初等中等教育局初等中等教育企画課、教員のメンタルヘルスの現状、2013/1/22.

¹²岡本/智周他、共生と希望の教育学、筑波大学出版会、2011.

¹³伊藤真著、赤ペンチェック自民党憲法改正草案、大月書店、2013.

¹⁴CEDAW第6回勧告http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html（2014/07/01）

¹⁵CRC（子どもの権利委員会）、前掲1

¹⁶国務省民主主義・人権・労働局による国別人权報告書（2014/02/27発表）http://japanese.japan.usembassy.gov/jp/tpj-20140327a.html（2014/07/01）

¹⁷朝井勝人氏、2014/01/25就任会見全文、http://www.nhk.or.jp/pr/keiei/toptalk/kaichou/k1401-2.pdf（2014/07/01）

¹⁸国連経済社会理事会社会権規約委員会、「日本に関する第3回提起報告に関する最終所見」（2013/05/17）」前掲1に日本語訳あり（2014/07/01）

¹⁹国連拷問禁止委員会（2013/05/31）最終所見
女たちの戦争と平和資料館（wam）

http://wam-peace.org/20130602/（2014/07/01）

²⁰季刊SEXUALITY,65エイデル研究所、2014.

1. 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト http://www26.atwiki.jp/childrights/pages/14.html(2014/06/22)

2. 橋本紀子、田代美江子、関口久志編、ハタチまでに知っておきたい性のこと、大月書店、2014.

3. 吉浜美恵子、釜野さおり編著、女性の健康とドメスティック・バイオレンス、新水社、2007.

4. 内閣府、10~20代の若い世代での恋愛の暴力に関するインターネット調査、2007.

5. 日本性教育協会、「若者の性」白書—第6回青少年の性行動全国調査報告、2007.

6. 松野真、秋山肺、若年層における特定異性間の暴力（dating violence）に関する研究、生活科学研究、31,117-128,2009.